

国立特別支援教育総合研究所オープンアクセスポリシー

令和6年8月1日
研究委員会決定

(趣旨)

1 国立特別支援教育総合研究所（以下「本研究所」という。）は、特別支援教育の振興を図ることを目的とする我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、本研究所の研究活動等の成果物を公開し活用の幅を広げることは、我が国が目指す共生社会の形成に大きく寄与するものであるため、オープンアクセスポリシーを以下のように定める。

(学術論文等の公開)

2 本研究所に在籍する研究職員は、出版社、学協会等が発行する学術雑誌等に掲載された学術論文等（以下「論文」という。）を、国立特別支援教育総合研究所リポジトリ又はその他研究職員が選択する方法によって、可能な限り、誰もが障壁なくアクセスできるよう公開する。ただし、論文の著作権は本研究所には移転しない。

(適用の例外)

3 論文の公開において、著作権その他の理由により適切ではない状態が生じる恐れがあると研究委員長が判断した場合には、当該研究成果を公開しない。

(国立特別支援教育総合研究所リポジトリの運用)

4 国立特別支援教育総合研究所リポジトリにおける研究成果の登録、公開等に関する事項は、「国立特別支援教育総合研究所リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

5 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。